

四日市市告示第213号

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市移住支援金交付要綱（令和2年四日市市告示第210号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 四日市市は、三重県のまち・ひと・しごと創生総合戦略 <u>(三重県デジタル田園都市国家構想総合戦略)</u> 及び四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略 <u>(四日市市デジタル田園都市国家構想総合戦略)</u> に基づき、四日市市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う四日市市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四日市市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。</p> <p>当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業 <u>及び起業支援事業</u> の実施要領（以下、県実施要領という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 四日市市は、三重県のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四日市市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う四日市市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四日市市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。</p> <p>当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）</p> |

規則第11号)に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の(1)の要件を満たし、かつ(3)、(4)、(5)又は(6)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及

に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の(1)の要件を満たし、かつ(3)、(4)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地

び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) (略)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ (略)

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日

域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) (略)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ (略)

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、三重県及び本市が認める場合を除く。

(エ) (略)

(2) (略)

(3) 就業に関する要件

ア (略)

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) から (オ) まで (略)

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア (略)

イ 移住先でテレワークにより勤務す

(ウ) (略)

(2) (略)

(3) 就職に関する要件

ア (略)

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) から (オ) まで (略)

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア (略)

る（原則、恒常的に通勤しない）
こととし、かつ週20時間以上テ
レワークを実施すること。

ウ （略）

(5) 本事業における関係人口に関する
要件

四日市市に居住歴がある者（関係人
口）のうち、次に掲げる事項に該当
すること。

ア 農水産業に就業する者。

(6) 起業に関する要件

1年以内に三重県が三重県移住・
就業マッチング支援事業実施要領に
従い実施する起業支援事業に係る起
業支援金の交付決定を受けているこ
と。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、申請書
（第1号様式）、移住先の就業先の就
業証明書（第2号様式）及び本人確認
書類に加え、連帯保証人を1名立てる
とともに、申請時において、第3条
（1）及び2人以上の世帯の場合にあ
っては（2）の要件を満たし、かつ
（3）、（4）、（5）又は（6）の
いずれかの要件に該当することを証す
る書類（第2号様式）等を市長に提出
しなければならない。

（返還請求）

第10条 市長は、移住支援金の交付を

イ （略）

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、申請書
（第1号様式）に加え、連帯保証人を
1名立てるとともに、申請時におい
て、第3条（1）及び2人以上の世帯
の場合にあっては（2）の要件を満た
し、かつ（3）、（4）のいずれかの
要件に該当することを証する書類（第
2号様式）等を市長に提出しなければ
ならない。

（返還請求）

第10条 市長は、移住支援金の交付を

受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を一括請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び四日市市が認めた場合はこの限りではない。

(1) ア及びイ (略)

ウ 第3条(3)における移住支援金(就業に関する要件の場合)において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条(6)における移住支援金(起業に関する要件の場合)において、起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(期間)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、同日以降もなおその効力を有する。

受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を一括請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び四日市市が認めた場合はこの限りではない。

(1) ア及びイ (略)

ウ 第3条(3)における移住支援金(就職に関する要件の場合)において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、同日以降もなおその効力を有する。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第6号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の四日市市移住支援金交付要綱第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に四日市市に移住した者に対する移住支援金の交付について適用し、同日前に四日市市に移住した者に対する支援金の交付については、なお従前の例による。

(シティプロモーション部 観光交流課)

